

天草地域サイクルツーリズム推進協議会規約（案）

（名称）

第1条 この協議会は、天草地域サイクルツーリズム推進協議会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、天草地域におけるサイクルツーリズム環境の向上をハード・ソフト両面から支援することで、来訪者の増加や地域の賑わいを拡大させ地域振興を促進することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）サイクリングルートの設定に関すること
- （2）サイクリングルートの安全性の向上に関すること
- （3）サイクリストのサポート、受入環境の向上に関すること
- （4）サイクルツーリズムの普及拡大に関すること
- （5）その他サイクルツーリズムの推進に必要と認められる事項

（組織）

第4条 本会は、別紙に掲げる会員及び専門会員をもって組織する。

2 前項のほかに本会が認める者を会員及び専門会員とすることができる。

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 複数名
- （3）監事 複数名

2 会長は、会員の互選により選出し、副会長及び監事は、会長の推薦によるものとする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

5 監事は、本会の経理を監査する。

（役員任期）

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、引き続き前任者がその職務を行う。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会及び作業部会とする。

(総会)

第8条 総会は、会員全員で構成し、次の事項を審議する。

(1) 事業計画の承認

(2) 規約の制定及び改廃

(3) 予算及び決算

(4) その他本会の目的を達成するために必要な事項

2 総会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は会員の半数以上の要請があったときは、臨時総会を開催することができる。

3 総会は、会長が招集し、会長を議長とする。

4 会長は、必要があると認めたときは会員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(作業部会)

第9条 作業部会は、会員及び専門会員の実務担当で構成し、事業推進のために必要な検討を行う。

2 作業部会は、会長が招集する。

(事務局)

第10条 本会の事務局を熊本県天草広域本部に置く。

(経費)

第11条 本会の経費は、会員からの負担金及びその他の収入をもって充てる。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は会長が定める。

附則

この規約は、平成31年1月26日から施行する。

この規約は、令和元年11月29日から施行する。

別紙（第4条関係）

会員

国土交通省九州地方整備局
国土交通省九州運輸局
国土交通省熊本河川国道事務所
熊本県天草広域本部
熊本県天草警察署
熊本県上天草警察署
熊本県牛深警察署
天草市
上天草市
苓北町
天草四郎観光協会
天草宝島観光協会
苓北町観光協会

専門会員

熊本県サイクリング協会
あまいちサイクリングクラブ
三和商船 株式会社
株式会社 シークルーズ
島原鉄道 株式会社
天長フェリー 株式会社
苓北観光汽船 株式会社
m i o c a m i n o A M A K U S A